

おしえて

# たしかめたん



大分県最低賃金

令和6年10月5日から

954円

## 大分県 特定最低賃金

効力発生日：令和6年12月25日

|        |             |   |                                      |                |
|--------|-------------|---|--------------------------------------|----------------|
| 鉄鋼業    | 非鉄金属<br>製造業 | 電子部品・デバイス・<br>電子回路、電気機械器具、<br>情報通信機械器具製造業 | 自動車・同附属品製造業、<br>船舶製造・修理業、<br>船用機関製造業 | 自動車<br>(新車)小売業 |
| 1,106円 | 1,053円      | 996円                                      | 997円                                 | 991円           |

※各種商品小売業については、令和6年10月5日より地域別最低賃金954円が適用されています

### 【適用除外】

次に掲げる適用除外者については、特定最低賃金の適用が除外され、大分県最低賃金が適用されます。

①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の

I. 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

II. 手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者

事業主の  
皆様へ  
賃金引き上げ  
特設ページを開設!

